令和7年度　飯塚市事務事業評価シート

令和　8　年　5　月　28　日　作成

事務事業名	空家対策事業	事務事業No.	652 - 1

1．基本情報

担当部	担当課	担当係	作成者職名	作成者氏名	所属長職名	所属長氏名
都市建設部	建設政策課	住環境整備係	主事	白根　僚	課長	毛利　誠

施策体系				
総合計画	政　策	6	都市基盤・生活基盤
	施　策	5	定住環境・公共交通の充実
	基本事業	2	空き家対策の推進
その他の計画	個別計画		飯塚市空家等対策計画

根拠法令・条例・要綱等	・空家等対策の推進に関する特別措置法　・飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱 ・飯塚市空家等の適切な管理に関する条例　・飯塚市官民連携空き家流通促進実施要領				
事業開始年度	平成25年度	事業終了年度	継続	事務事業類型	義務的事業（市に裁量の余地があるもの）
実施手法	全部直営	補助金等の支給	補助金等あり	実施計画期間	ー

2．事務事業の概要及び目的（決算成果説明書と連動）

概要		空家等の対策について、飯塚市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に基づき、市民等からの空家等に関する相談の対応や、空家等の所有者等への適切な管理を推進することで、快適な住環境の保全を目指すとともに、市民が安全にかつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。
対象	働きかける相手・もの	市内空家等の所有者等
手段	方法・働きかけ（活動指標）	空家等対策計画に基づく取組み（所有者等への意識の啓発、補助金の活用促進、関係機関等との連携等）
意図	対象をどのようにしたいか（成果指標）	所有者等の空家等の適切な管理による安全で安心なまちの実現

3．活動指標（決算成果説明書と連動）

指標名	単位	指標の説明（算式等）	前年度実績	本年度実績	次年度見込
適切な管理の促進件数	件	適切な管理がされていない空家等に措置を求めた件数	208	243	250
飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金の交付件数	件	所有者等が補助金を活用した件数	18	20	25
空家等対策協議会開催回数	回	協議会を開催した回数	1	1	1

4．成果指標（決算成果説明書と連動）

指標	解決件数	単位	達成目標値		前年度実績	本年度実績	次年度見込
		件	150	目標値	100	100	150
説明	適切な管理への措置等が図られたもの	方向性	達成目標年度	実　績	79	94	
		増加	毎年度				
指標	空家情報バンクの情報提供件数	単位	達成目標値		前年度実績	本年度実績	次年度見込
		件	10	目標値	10	12	10
説明	宅建業者に情報提供した件数	方向性	達成目標年度	実　績	17	10	
		増加	毎年度				
指標	出前講座の開催回数	単位	達成目標値		前年度実績	本年度実績	次年度見込
		回	9	目標値	8	8	9
説明	適切な管理等に関する啓発活動	方向性	達成目標年度	実　績	8	8	
		増加	毎年度				

5．事務事業実施にかかるコスト（決算成果説明書と連動）

経費区分	一般会計	義務的経費	特別会計	ー
予算科目・事業	会計 1 一般会計	款 2 総務費	項 1 総務管理費	目 14 諸費
	大 3 空家等対策事業費	中 2 空家等対策	他 0 事業	

		(R2以降)	前年度実績（千円）			本年度実績（千円）			増減理由（10%以上の場合）	次年度予算（千円）		
投入人員（当該事務事業に対して１年間に投入した人員）		正職員	3.00	人	24,432	2.95	人	25,049		3.05	人	25,898
		任期付職員(保育士)	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
		任期付職員(子ども家庭支援員)	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
		任期付職員(CW・水質)	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
		再任用フル	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
		再任用短	2.03	人	7,268	1.03	人	3,824		1.00	人	3,712
	会計年度	1級フル	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
	会計年度	1級パート	0.30	人	789	1.30	人	3,796		1.33	人	3,884
	会計年度	2級パート	0.00	人	0	0.00	人	0		0.00	人	0
人件費計（A）			32,489			32,669			ー	33,494		
事業費	直接事業費（B）		10,369			12,669				26,977		
事業費	総事業費（A＋B）		42,858			45,338				60,471		
直接事業費のうちの主な歳出内訳	工事請負費		0			1,990				5,000		
直接事業費のうちの主な歳出内訳	負担金補助及び交付金		8,804			9,918				12,500		
財源内訳	使用料・手数料（受益者負担分）		0			0				0		
財源内訳	国・県支出金		1,922			3,257				1,471		
財源内訳	市債		0			0				0		
財源内訳	一般財源		40,936			42,081				59,000		
財源内訳	その他（　　）											

6．事務事業の事後評価★

評価視点	評価	評価の理由、または認識している課題を記載
妥当性評価	高い	空家等対策の推進に関する特別措置法第4条に地方公共団体の責務として、「市町村は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない」と規定されていることから、行政が事業を行う必要がある。
効率性評価	高い	空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することにより、職員で行う交流センター等への出前講座の実施による空家所有者等の意識醸成や飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金（国費補助有）による生活環境の保全、市内宅建業者と連携した飯塚市空き家情報バンクによる市内の空き家の流通の促進を効率的に図ることができる。
有効性評価	高い	空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することにより、快適な住環境の保全、安全で安心なまちの実現及び空家等を活用した定住の促進に有効である。

7．前年度評価時の計画と実績

前年度評価★		前年度記載した改善策（課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策）★	
評価区分	成果の方向性	次年度以降にコスト（人・予算等）を必要とせず、ただちに実施できる改善策	空家所有者等に対し適切な管理や利活用を促進するため、出前講座等を通した啓発活動を実施することにより、所有者等の意識の啓発に努め、快適な住環境の保全を図る。また、実態調査の再調査の結果及び新たな空家等への対応として、継続して実態調査を実施する。
一次評価	拡充		
	コストの方向性	次年度以降にコスト（人・予算等）を必要とし、中長期的に実施する改善策	快適な住環境を保全するため、老朽危険家屋解体撤去補助金において補助対象の評点とならない家屋（100点未満の空き家）についても、解体撤去経費の一部を補助できる制度などを引き続き検討する。また、特措法の一部改正により、市長による選任請求が可能となった財産管理人等の申立てについても引き続き検討を行う。
	拡充		

前年度改善策に対する実績　★　　※上記の改善策に対して今年度に実施できたこと、などを記入

・熟年者マナビ塾等を対象とした出前講座について、今年度は対象を自治会単位に広げ、8回実施した。
・令和4年度から実施している空家等実態調査について、令和7年度については575戸の調査を実施し、再調査を完了した。

8．今年度評価における成果と課題（決算成果説明書と連動）★

【成果】 適切な管理がされていない空家の所有者等へ通知文書の送付及び訪問活動に努めるとともに、空き家情報バンクによる登録宅建業者への情報提供により空き家の有効活用の促進を行うなど、地域の住環境の向上を図ることができた。また、啓発活動として福岡県等の関係機関と連携した「空き家無料相談会」や市主催の「出前講座」を実施した。

【課題】 今年度調査した575戸の分析を行い空家の解消を図るために、所有者等への意識啓発に努める必要がある。実態調査を継続して実施し、空家の実態把握に努める。また、老朽危険家屋解体撤去補助金や空き家情報バンクについては、把握している空家数に対しての申請件数が少ないため、更なる周知に努める。

9.今後の事業の方向性と改善策

成果の方向性 拡充	【理由】 人口減少や高齢化等の進行により今後も空家等の増加が見込まれるなかで、適切な管理が行われていない空家等は、防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせるため、所有者等に対し、意識啓発を図る必要がある。また、空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関等との連携により空家対策を実施する。
コスト投入の方向性 拡充	【理由】 快適な住環境を保全するため、老朽危険家屋解体撤去補助金において補助対象の評点に満たない家屋についても、解体撤去経費の一部を補助できる制度を検討する。また、既に把握している老朽危険家屋がますます老朽化していくことを踏まえ、代執行や法改正で市長が請求できるようになった財産管理人の選任申立てといった法的措置についても検討する。

次年度以降の改善策（課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策）★

コスト（人・予算等）を必要とせず、ただちに実施できる改善策	空家所有者等に対し適切な管理や利活用を促進するため引き続き、出前講座等を通した啓発活動を実施することにより、所有者等の意識の啓発に努め、快適な住環境の保全を図る。また、実態調査の結果及び新たな空家等へ今年度より創設した空家等管理事業者登録・紹介制度を含めた空家制度の周知を図る。
コスト（人・予算等）を必要とし、中長期的に実施する改善策	快適な住環境を保全するため、老朽危険家屋解体撤去補助金において補助対象の評点に満たない家屋（100点未満の家屋）についても、解体撤去経費の一部を補助できる制度などを引き続き検討する。また、市内に点在する老朽化した危険家屋に対して、代執行や法改正で市長が請求できるようになった財産管理人の選任申立てといった法的措置についても検討する。

2次評価 （最終評価）	成果の方向性 拡充	空き家対策として一定の意義がある事業と考えられ、執行残は需要不足ではなく、補助額が解体費の高騰に追いつかないことが背景にあると思われる。安全・防災上の観点で対策の必要性はむしろ高まっていることから、現段階の事業の方向性は拡充とする。
	コスト投入の方向性 現状維持	直近年度で執行残が生じていることから、予算額については当面現行水準を維持することが適当と思料する。直営とアウトソーシングの比較や検証時期の設定についても、併せて検証していく必要があると考える。現段階のコスト投入の方向性としては、対象拡大等による申請件数や執行状況の推移を見定めたうえでの判断が必要と考えられるため、現状維持とする。